

入 札 説 明 書

件 名

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 P C B 廃棄物
収集運搬・処分業務委託

令和 7 年 6 月

新潟市土木部西部地域土木事務所

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）、新潟市契約規則（昭和 5 9 年新潟市規則第 2 4 号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 1 9 年新潟市規則第 8 8 号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争入札参加希望者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 P C B 廃棄物収集運搬・処分業務委託

数量

有明大橋	1 6 , 7 0 0 kg（ドラム缶	1 4 2 本）
新川橋（1）	4 , 5 2 0 kg（ドラム缶	4 2 本）
田潟小橋	6 5 0 kg（ドラム缶	6 本）
金巻橋	8 4 0 kg（ドラム缶	9 本）
中島橋（1）	5 9 0 kg（ドラム缶	1 0 本）
鯉橋	5 2 0 kg（ドラム缶	8 本）
稔橋	2 6 0 kg（ドラム缶	8 本）
高山小橋	3 , 6 8 0 kg（ドラム缶	3 2 本）
赤鎔橋	5 2 0 kg（ドラム缶	8 本）
大平橋	5 9 0 kg（ドラム缶	8 本）
2 8 , 8 7 0 kg		

（公告番号 新潟市契約公告第 4 1 号）

(2) 履行の内容等

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他低濃度 P C B 廃棄物収集運搬・処分業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に定めるとおり。

(3) 履行場所

新潟市西蒲区旗屋 5 8 5 番地 1（新潟市 西蒲区役所 西川出張所 敷地内倉庫）

(4) 履行期間

契約日から令和 7 年 1 2 月 1 5 日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、処分数量 2 8 , 8 7 0 kg（有明大橋 1 6 , 7 0 0 kg、新川橋（1） 4 , 5 2 0 kg、田潟小橋 6 5 0 kg、金巻橋 8 4 0 kg、中島橋（1） 5 9 0 kg、鯉橋 5 2 0 kg、稔橋 2 6 0 kg、高山小橋 3 , 6 8 0 kg、赤鎔橋 5 2 0 kg、大平橋 5 9 0 kg）の収集

運搬費及び処分費の合計額（＝契約希望額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書（指定様式）を添付すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とし、次のすべての資格要件を満たすものとする。

(1) 共通の資格要件（単独企業及び共同企業体の構成員）

- ① 新潟市の競争入札参加資格（業務委託）確認において審査を受け資格を有する者、又は当該調達的一般競争入札参加申請書提出期限までに新潟市の政府調達（WTO）契約にかかる業務委託入札参加資格審査申請書を提出した者（審査の結果、競争入札参加資格を有する者として認められた者に限る。）であること。
- ② 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。)
- ④ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- ⑥ 当該調達の入札に参加する他の単独企業又は共同企業体の構成員に該当しない者であること。
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の4第1項、同条第6項、第15条第1項及び第15条の4の4第1項の規定に基づき、次の表1に掲げる必要な許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあつては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表1に掲げる収集運搬の許可等を同表に定めるところにより有する共同企業体）であること。

表 1 : 収集運搬及び処分に係る許可等

廃棄物の 区分	許可等の種類		廃棄物処理法上の 条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物	運搬 収集	低濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の無害化処理に係る 大臣認定（注 1）	第 15 条の 4 の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		特別管理廃棄物収集運搬業 許可 （注 2）	第 14 条の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	処分	低濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の無害化処理に係る 大臣認定	第 15 条の 4 の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		特別管理産業廃棄物処分業	第 14 条の 4 第 6 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		産業廃棄物処理施設	第 15 条第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物

注 1 上表に掲げる「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定」については、認定内容に収集運搬が含まれていることを指す。

注 2 上表に掲げる「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可」は、積込地及び積降地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

- ⑧ 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。
- ⑨ 落札候補者となった日において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けていないこと。
 - 1) 廃棄物処理業に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（廃棄物処理法第 14 条の 6 において準用する場合も含む。））
 - 2) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
 - 3) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 並びに第 15 条の 3）
 - 4) 再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 8 第 9 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
 - 5) 広域認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 9 第 10 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
 - 6) 無害化認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 10 第 7 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
 - 7) 親子会社認定の取消し（廃棄物処理法第 12 条の 7 第 10 項）
 - 8) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第 19 条の 3）
 - 9) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第 19 条の 4 第 1 項（廃棄物処理法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（廃棄物処理法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の 6 第 1 項）
- ⑩ 廃棄物処理法第 14 条第 13 項に規定する事由が生じていないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ① 共同企業体の構成員数は、運搬を行う構成員 1 者、処分を行う構成員 1 者の 2 者とすること。

※ 共同企業体の名称は、代表者、構成員の企業名を冠した名称とすること。

(3) 参加資格の喪失

単独企業又は共同企業体の構成員が、参加資格確認申請書類の受付締切日から落札者の決定までの間に(1)から(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

3 問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問合せ先

郵便番号 9 5 9 - 0 4 9 2

新潟市西蒲区旗屋 5 8 5 番地 1

新潟市土木部西部地域土木事務所 管理班

電 話：0 2 5 6 - 7 8 - 8 5 7 0

F A X：0 2 5 6 - 8 8 - 3 4 6 7

E-mail: seibudoboku@city.niigata.lg.jp

4 一般競争入札参加申請等

- (1) 競争入札参加希望者は、「一般競争入札参加申請書」を、令和 7 年 6 月 1 3 日（金）9 時から令和 7 年 7 月 1 4 日（月）1 7 時までに上記 3 (1) の場所に持参又は郵送により正本 1 部、副本 1 部（正本の写し可）の一式揃えて提出すること。

持参の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9 時から 1 7 時まで（1 2 時から 1 3 時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は、書留郵便にて提出期間内必着で提出すること。

- (2) 競争入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類とあわせて一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。ただし、競争入札参加希望者が単独企業である場合は、①、②は不要とする。また、現地確認を希望しない場合は、④は不要とする。なお、⑤は競争入札参加希望者に新潟市の政府調達（W T O）契約にかかる業務委託入札参加資格審査の申請中である者を含む場合のみ提出するものとする。

① 委任状

② 共同企業体協定書

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 P C B 廃棄物収集運搬・処分業務委託共同企業体協定書

※様式第 3 号は落札者決定後速やかに 1 通提出とし、分担業務額については契約金額との整合が必要です。

③ 秘密保持誓約書

④ 現地確認申込書

⑤ W T O 用受付確認票の写し

⑥ 本契約における運搬・処分（最終処分先を含む）計画書

- (3) 競争入札参加希望者は、別途定めた様式に沿って一般競争入札参加申請書及び(2)に掲げる各種書類(⑥については任意の様式も可)を作成すること。
- (4) 競争入札参加希望者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (5) 一般競争入札参加資格の確認結果の通知
令和7年7月22日(火)まで

5 質疑回答

- (1) 入札手続等、仕様書等についての質疑書は令和7年6月13日(金)9時から令和7年6月30日(月)17時までに、上記3(1)に電子メールにより提出すること。
- (2) 質疑書の提出のあった者に、令和7年7月3日(木)までに電子メールにて回答する。また、回答は令和7年7月10日(木)までに新潟市財務部契約課ホームページの政府調達(WTO)契約に係る一般競争入札公告一覧に掲示する。

6 現地確認申込書の提出期間、場所及び提出方法

現地確認を希望する者は、令和7年6月13日(金)9時から令和7年6月27日(金)17時までに、上記3(1)に持参又は郵送により提出すること。

7 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

- ① 日 時 令和7年7月31日(木) 10時00分
- ② 場 所 新潟市西蒲区役所西川出張所1階 入札室

(2) 郵送による受領期間及び提出先

- ① 受領期間 令和7年7月22日(火)9時から令和7年7月30日(水)17時まで

- ② 提出先 上記3(1)へ書留郵便にて提出期間内必着で提出すること。

- (3) 競争入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、委託契約書(案)及び規則を熟知の上、入札書類を提出しなければならない。
- (4) 競争入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争入札参加資格者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、競争入札参加資格者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)」並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する「委任状(様式第9号)」を提出すること。
- (8) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

- (9) 競争入札参加資格者又はその代理人は、別途定めた様式に沿って「入札書」、「見積内訳書（以下「入札書類」という。）」、「委任状」を作成すること。
- (10) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札書類を封書に入れ、且つ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名（法人にあってはその名称又は商号。共同企業体にあっては共同企業体の名称。）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合は、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書類在中」と朱書きにし、加入電信、電報、電話、その他の方法による入札は認めない。
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額及び入札書の提出後の訂正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。
- (13) 競争入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (14) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (15) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (16) 開札は、競争入札参加資格者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争入札参加資格者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 開札した場合においては、競争入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、7.(1)の入札・開札日以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。競争入札参加資格者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (18) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争入札参加資格者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (19) 入札書等及び委任状に手書きする際は、ペン又はボールペン（消えるインクを使用したもの、鉛筆は不可）を使用すること。

8 入札保証金

入札保証金は免除する。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しが

たい入札

- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書類の提出期間内に到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書類を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれを代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断されたときは、その者を落札者としがない場合がある。

12 契約の停止等

- (1) 本調達サービスの契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (2) 落札者の処分施設が県外の場合、処分実施のため受入れについて事前協議が必要となる場合がある。その際、落札者は必要な資料作成等の協力を行うこと。また、当該事前協議の結果、協議が纏まらない場合は、本委託業務の実施が困難になることから本契約を締結しない。契約後の場合は本契約を無条件で解除する。

13 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは

は地方債をもって充てることとする。ただし、規則第 3 4 条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

1 4 委託契約書の作成

- (1) 委託契約書を作成する場合には、落札者は、交付された委託契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して 1 0 日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。
- (2) 委託契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 5 支払いの条件

本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1 6 契約条項

別添「契約書（案）」による。

1 7 競争入札参加資格審査申請

本調達サービスの公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達サービスの入札に参加を希望する者は、政府調達（W T O）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を、令和 7 年 7 月 1 日（火）までに下記へ提出すること。

なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達（W T O）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第 4 項第 1 号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号 951-8550
新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1
新潟市財務部契約課物品契約係
電話：0 2 5 - 2 2 6 - 2 2 1 3（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

1 8 その他

- (1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物

収集運搬・処分業務委託 仕様書

（目的）

第 1 条 新潟市が行う橋梁の補修工事で発生した、低濃度ポリ塩化ビフェニルが含有する汚染物（以下「PCB 汚染物」という。）の収集運搬及び処分について、新潟市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

（業務内容）

第 2 条 乙は、甲が保管する PCB 汚染物の収集運搬及び処分を行う。

2 乙は、本条第 1 項の実施にあたり必要とされる協議、事務手続等を実施しなければならない。

3 乙は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の送付等について、適切に管理し実施するものとする。なお、マニフェストは橋梁毎に作成することとする。

（履行期間）

第 3 条 履行期間については下記のとおりである。

契約の日から令和 7 年 1 月 15 日まで

（産業廃棄物の受渡場所）

第 4 条 PCB 汚染物の受渡場所（保管場所）は、新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1（新潟市 西蒲区 役所 西川出張所 敷地内倉庫）とし、甲の立会いのもと、運搬車両に積込むものとする。

（PCB 汚染物の性状、保管状態、数量、その他）

第 5 条 甲が保管する PCB 汚染物の性状、保管状態、予定数量は、次に示すとおりとする。

（1） 塗膜くず（乾燥塗膜）、廃プラスチック類（塗膜くず付着）

（2） ドラム缶（200 リットル）に分割して保管しており、ドラム缶も処分とする。

（3） 数量

有明大橋	16,700 kg	（ドラム缶	142 本）
新川橋（1）	4,520 kg	（ドラム缶	42 本）
田潟小橋	650 kg	（ドラム缶	6 本）
金巻橋	840 kg	（ドラム缶	9 本）
中島橋（1）	590 kg	（ドラム缶	10 本）
鯉橋	520 kg	（ドラム缶	8 本）
稔橋	260 kg	（ドラム缶	8 本）
高山小橋	3,680 kg	（ドラム缶	32 本）
赤鋤橋	520 kg	（ドラム缶	8 本）
大平橋	590 kg	（ドラム缶	8 本）

（4） その他 参考資料 1～6 を参照

(PCB 汚染物の搬出日及び搬出時間)

第6条 甲が保管する PCB 汚染物を保管場所から搬出する時間については、原則として甲の開庁日午前9時から午後3時までとし、詳細については甲乙協議のうえ決定する。

(運搬車両)

第7条 産業廃棄物 (PCB 汚染物) の運搬に使用する車両は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可または大臣認定証の収集運搬が可能なものとする。また、収集運搬中に雨水の浸入及び産業廃棄物の飛散防止のため、荷台に全面シート掛け等が施される車両を用いることとする。

(数量の確認)

第8条 引き渡し数量の確認は、乙のトラックスケール又はクレーンスケール (計量検定済、最小目盛 10kg) を用いて行うものとし、その計量結果はマニフェストに記載され乙に交付されるものとする。

2 前項の計量場所は、処分業者施設を基本とし、これにより難しい場合は甲と協議を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、最終処分終了後すみやかに、甲に履行届を提出しなければならない。

2 甲が前項の報告等を適正と認めたときは、乙は甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。ただし、1円未満は切捨てるものとする。

3 甲は、前項の委託料の請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(搬出場所の現場確認等)

第10条 乙は、業務を開始するまでに、搬出場所の現場注意事項、搬出手順等の確認のための事務内容について事前に甲と協議を行うものとする。

(公害の防止)

第11条 乙は、その業務の実施にあたり公害を発生させた場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに甲に報告するものとする。

2 前項の事態により第三者に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況及び最終処分状況について随時調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(法令の遵守)

第13条 業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、道路交通法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、会社更生法、民事再生法、新潟市の関係する条例・規則他、低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン、日本国における関係法令等に従い適切に行わなければならない。

(その他)

第14条 甲は、契約終了後、この契約に関しての業務評価を実施するものとする。

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 7年 5月 7日

記入者 岡地 麻華

1	排出事業者	名称	新潟市土木部		所属	西部地域土木事務所 橋りょう班		
		所在地	〒959-0492 新潟市西蒲区旗屋585-1		担当者	岡地 麻華	TEL 0256-78-8571 FAX 0256-88-3467	
2	廃棄物の名称	低濃度PCB廃棄物						
3	廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分	不明		MSDSがある場合、CAS No.			
		他	PCB (参照) 検査結果報告書					
	☒ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。						
4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物 ☒ 特別管理 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他()						
		※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☒ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)						
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☒ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (○) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (○) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (○) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (○) 1,1,2-トリクロロエタン (×)						
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当)・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当)・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 PCB						
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE)						
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン						
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)						
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) ヨウ素 (×) 硝酸 (×) 銅 (×) ホウ素 (×)	塩素 (△) フッ素 (×) 亜鉛 (×) アルミ (×) その他 ()	臭素 (×) 炭酸 (×) ニッケル (×) アンモニア (×)				

9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(℃) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(℃) ☐ 禁水性 ☐ 酸性性 ☐ 有機過酸化物質 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☒ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状(固体) 臭い(無し) 色(主に赤茶色) 比重() pH () 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	☒ 容器(ドラム缶) ☐ 車両() ☐ その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) (28,870)(kg)・t・ℓ・m³・本・缶・袋・個 /年・月・週・日
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 (有・無) ・ドラム缶の重量にばらつきがあるため、収集運搬の積込時には片荷とならないように留意すること。 ・PCB廃棄物につき漏洩厳禁。

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 （ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ） 写真有 ）
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 橋梁の塗装塗替に伴い、旧塗膜を除去する際に発生した塗膜くず及び廃プラスチック(塗膜くず付着)。
 塗膜調査により含有物質は把握済み。

＜排出事業者及び処理業者内容確認欄＞

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

＜變更履歷＞

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

参 考 資 料 目 録	
資 料 番 号	資 料 名
参考資料- 1	位置図
参考資料- 2	保管場所平面図
参考資料- 3	保管場所写真
参考資料- 4	数量一覧表
参考資料- 5	各橋梁の検査結果報告書、重量管理表
参考資料- 6	内容物写真





保管場所写真



写真①
保管場所(全景)

撮影 令和7年5月1日



写真②
保管場所(倉庫左側)

出入口
幅 W=6.0m
高さ H=3.6m

撮影 令和7年5月1日



写真③
保管場所(倉庫内部)

倉庫内部
高さ H=5.0m以上

撮影 令和7年5月1日

保管場所写真



写真④
保管場所(倉庫右側)

出入口
幅 W=8.5m
高さ H=3.6m

撮影 令和7年5月1日



写真⑤
保管場所(倉庫内部)

倉庫内部
高さ H=5.0m以上

撮影 令和7年5月1日

移動可能

参考資料-4

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他
低濃度PCB廃棄物 収集運搬・処分業務委託

数量一覧表

橋 梁 名	数 量			濃 度 (mg/kg)
	重量 (kg)	重量(数値10) (kg)	ドラム缶 (本)	
有明大橋(第1, 2径間)	9, 013		81	16, 000
有明大橋(第5径間)	7, 685		61	
有明大橋 計	16, 698	16, 700	142	
新川橋(1)	4, 520. 5	4, 520	42	0. 56
田潟小橋	651	650	6	0. 62
金巻橋	842. 5	840	9	1. 4
中島橋(1)	590	590	10	4. 3
鯉橋	518	520	8	1. 2
稔橋	256	260	8	0. 52
高山小橋	3, 678	3, 680	32	1. 8
赤鎔橋	518. 0	520	8	14
大平橋	590	590	8	0. 64
合計		28, 870	273	

* 詳細については参考資料 5 ～ 6 を参照すること。

第201909069-002-IBA-1号
令和2年1月15日

様

検査結果証明書

※原位置 (有明大橋から直接) 採取による

令和1年12月13日 付けご依頼の検体について、
以下のとおり証明致します。

検 体	有明大橋 塗料
採取年月日	令和1年12月13日
検体採取者	検査機関
検 査 目 的	含有量試験
検 査 法	下記記載

検査項目	単位	検査結果	検査方法
総水銀 (乾物値)	mg/kg	0.02	底質調査方法 II.5.14.1.1
鉛 (乾物値)	%	3.62	JIS K 5674 付属書A (規定)
クロム (乾物値)	%	0.143	JIS K 5674 付属書B (規定)
ポリ塩化ビフェニル	mg/kg	16,000	GC-HRMS法 (**)

備考 件名：委西第80号 曾和インター信濃町線1号有明大橋橋梁補修設計業務委託 橋梁塗膜調査
ポリ塩化ビフェニルは、「低濃度P C B含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」(令和元年
10月環境省)第2章 8.塗膜くず(含有量試験)及び「絶縁油中の微量P C Bに関する簡易
測定法マニュアル(第3版)」(平成23年5月環境省)により実施した結果(現物値)である。
**：溶媒希釈/ガスクロマトグラフ/高分解能質量分析(GC-HRMS)法

参考資料-5（有明大橋-2）

PCB廃棄物数量総括表

工事名

- ・西土第4号 曾和インター信濃町線1号有明大橋塗装塗替工事(第1径間 A=530㎡)
- ・西土第5号 曾和インター信濃町線1号有明大橋塗装塗替工事(第2径間 A=2,880㎡)

P C B 汚染物ドラム缶重量一覧

No.	重量(kg)	No.	重量(kg)	No.	重量(kg)	No.	重量(kg)	No.	重量(kg)	No.	重量(kg)
1	71.0	16	46.0	31	48.0	46	67.0	61	181.0	76	182.0
2	56.0	17	57.0	32	53.5	47	74.5	62	196.0	77	144.0
3	67.0	18	65.0	33	56.5	48	53.5	63	146.5	78	159.5
4	77.0	19	80.0	34	51.0	49	63.5	64	168.0	79	143.5
5	84.5	20	75.5	35	40.5	50	170.5	65	148.5	80	172.5
6	81.5	21	51.0	36	96.5	51	171.0	66	185.0	81	170.0
7	72.5	22	60.5	37	52.0	52	185.5	67	196.5		
8	203.0	23	46.5	38	47.5	53	49.0	68	181.0		
9	166.0	24	44.0	39	77.0	54	174.5	69	223.0		
10	143.5	25	39.5	40	65.0	55	150.0	70	199.0		
11	131.0	26	44.0	41	47.5	56	153.5	71	207.5		
12	66.0	27	49.5	42	52.0	57	193.0	72	198.0		
13	181.0	28	38.0	43	58.0	58	185.0	73	132.0		
14	94.0	29	49.5	44	53.5	59	188.0	74	172.0		
15	113.5	30	49.5	45	59.0	60	180.0	75	188.5		
小計	1607.5	小計	795.5	小計	857.5	小計	2058.5	小計	2722.5	小計	971.5

総合計 9,013 kg

参考資料-5（有明大橋-3）

PCB汚染物ドラム缶 搬入一覧

工事名： 曾和インター信濃町線1号有明大橋塗装塗替工事(第5径間)
搬入業者： 日本サミコン株式会社 北陸支店
内容物： 塗膜片くずおよび安全衛生保護具
搬入数量： **61缶** (No.5 欠番)

・ PCB汚染物ドラム缶重量

ドラム缶No.	重量(kg)	ドラム缶No.	重量(kg)	ドラム缶No.	重量(kg)	ドラム缶No.	重量(kg)
1	190	16	75	31	142	46	74
2	128	17	69	32	168	47	86
3	196	18	63	33	137	48	61
4	189	19	209	34	199	49	187
5	欠番	20	187	35	212	50	185
6	55	21	72	36	173	51	71
7	128	22	67	37	176	52	114
8	140	23	75	38	169	53	123
9	203	24	60	39	188	54	79
10	155	25	72	40	214	55	78
11	169	26	113	41	56	56	76
12	154	27	207	42	161	57	71
13	204	28	133	43	197	58	73
14	129	29	72	44	72	59	63
15	152	30	55	45	183	60	69
						61	56
						62	51
小計	2192	小計	1529	小計	2447	小計	1517

合計 7685 kg

様

検査結果報告書

※原位置（新川橋(1)から直接）採取による

2022年3月24日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	新川橋（1）塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	環境庁告示第13号（昭和48年2月） ； 溶出量試験						
採取日時	2022年3月23日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
鉛	mg/l	110	JIS K 0102 54.4
六価クロム	mg/l	0.05未満	JIS K 0102 65.2.1

備考 件名：主要地方道新潟中央環状線新川橋（1）耐荷力補強設計業務委託
上部工既往塗膜有害物質調査

様

検査結果報告書

※原位置（新川橋(1)から直接）採取による

2022年3月24日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	新川橋(1) 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	下記記載						
採取日時	2022年3月23日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
鉛 (現物値)	mg/kg	90,400	JIS K 5674 附属書A
全クロム (現物値)	mg/kg	140	JIS K 5674 附属書B
総水銀 (現物値)	mg/kg	0.01	底質調査方法 II.5.14.1.2
PCB (現物値)	mg/kg	0.56	備考記載

備考 件名：主要地方道新潟中央環状線新川橋(1) 耐荷力補強設計業務委託
上部工既往塗膜有害物質調査
PCB分析方法：「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」第2章 8. 塗膜くず(含有量試験)
PCB測定方法：「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)」2.2.1溶媒希釈/GC/HRMS法
PCBはJFEテクノロジー株式会社（神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1）に委託した結果である。

参考資料-5 (新川橋(1)-3)

ドラム缶 整理表

工事名： 主要地方道新潟中央環状線新川橋(1)塗装塗替工事

※ 重量は、缶の重量込み

No.	重量(kg)	No.	重量(kg)	No.	重量(kg)	No.	重量(kg)
1	158.0	16	158.5	31	79.0	※1~21 塗膜片くず	
2	136.0	17	153.5	32	93.5	※22~42 安全衛生保護具、養生シート等	
3	128.5	18	157.0	33	80.0		
4	160.0	19	147.5	34	79.5		
5	151.5	20	123.5	35	63.5		
6	155.0	21	135.5	36	59.5		
7	148.5	22	68.5	37	75.5		
8	137.5	23	76.5	38	59.0		
9	160.0	24	59.0	39	35.0		
10	138.0	25	63.5	40	38.0		
11	149.0	26	59.5	41	36.0		
12	156.5	27	76.0	42	61.0		
13	159.0	28	84.0				
14	156.5	29	55.0				
15	155.5	30	94.0				
小計	2249.5	小計	1511.5	小計	759.5	小計	0.0
		小計	4520.5	kg	-	22.89	kg × 42 缶 = 3559.12 kg
		小計	4520.5	kg	-	0.56	mg/kg

ドラム缶重量は、22.89kg/缶

PCB廃棄物実重量は、

PCB含有量試験：0.56mg/kg

第202201740-007-IBA-1号
2022年8月17日

様

検査結果報告書

※原位置（田潟小橋から直接）採取による

2022年8月2日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	田潟小橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	環境庁告示第13号（昭和48年2月） ； 溶出量試験						
採取日時	2022年8月2日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
鉛	mg/l	0.52	JIS K 0102 54.4
六価クロム	mg/l	0.05未満	JIS K 0102 65.2.1

備考 委託名：委西第56号 西区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託

様

検査結果報告書

※原位置（田潟小橋から直接）採取による

2022年8月2日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	田潟小橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	下記記載						
採取日時	2022年8月2日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
総水銀 (現物値)	mg/kg	0.03	底質調査方法 II. 5. 14. 1. 2
PCB (現物値)	mg/kg	0.62	備考記載

備考	委託名：委西第56号 西区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託 総水銀分析方法：底質調査方法 II. 5. 14. 1. 2(還元気化原子吸光法) PCB分析方法：「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」第2章 8. 塗膜くず(含有量試験) PCB測定方法：「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)」2. 2. 1溶媒希釈/GC/HRMS法 PCBはJFEテクノロジー株式会社（神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1）に委託した結果である。		
----	---	--	--

ドラム缶整理表

No.	重量(kg)	備考
1	117.5	
2	199.5	
3	48.0	
4	95.5	
5	86.0	
6	104.5	
合計	651.0	

様

検査結果報告書

※原位置（金巻橋から直接）採取による

2021年12月6日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	金巻橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	環境庁告示第13号（昭和48年2月） ； 溶出量試験						
採取日時	2021年12月3日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
鉛	mg/l	140	JIS K 0102 54.4
六価クロム	mg/l	0.05未満	JIS K 0102 65.2.1

備考 委託名：西区・南区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託

備考 委託名：西区・南区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託
 総水銀分析方法：底質調査方法 II. 5. 14. 1. 2 (還元気化原子吸光法)
 PCB分析方法：「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」第2章 8. 塗膜くず(含有量試験)
 PCB測定方法：「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)」2. 2. 1 溶媒希釈/GC/HRMS法
 PCBはJFEテクノロジー株式会社(神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1)に委託した結果である。

参考資料-5（金巻橋-3）

R06_西土第16号_金巻橋

ドラム缶整理表

※重量は缶の重量込み

No.	重量(kg)	備考
1	75.5	
2	70	
3	84.5	
4	33.5	
5	224.0	
6	48.5	
7	142.5	
8	100.5	
9	63.5	
合計	842.5	

ドラム缶重量：27.0kg/缶

$$27.0\text{kg} \times 9\text{缶} = 243.0\text{kg}$$

総重量-ドラム缶重量 = 内容量

$$842.5.\text{kg}-243.0\text{kg} = 599.5\text{kg}$$

塗装面積における m2当りの重量

$$842.2/380.0 = 2.22\text{m}^2$$

様

検査結果報告書

※原位置 (中島橋(1)から直接) 採取による

2021年12月6日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	中島橋 (1) 塗膜片							
試料採取者	依頼者							
検査法	環境庁告示第13号 (昭和48年2月) ; 溶出量試験							
採取日時	2021年12月1日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃	

検査項目	単位	検査結果	検査方法
鉛	mg/l	52	JIS K 0102 54.4
六価クロム	mg/l	0.05未満	JIS K 0102 65.2.1

備考 委託名：西区・南区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託

様

検査結果報告書

※原位置 (中島橋(1)から直接) 採取による

2021年12月6日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	中島橋 (1) 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	下記記載						
採取日時	2021年12月1日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
総水銀 (現物値)	mg/kg	0.02	備考記載
PCB (現物値)	mg/kg	4.3	備考記載

備考 委託名：西区・南区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託
総水銀分析方法：底質調査方法 II. 5. 14. 1. 2 (還元気化原子吸光法)
PCB分析方法：「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」第2章 8. 塗膜くず(含有量試験)
PCB測定方法：「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)」2. 2. 1 溶媒希釈/GC/HRMS法
PCBはJFEテクノロジー株式会社 (神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1) に委託した結果である。

参考資料-5 (中島橋(1)-3)

産業廃棄物管理表

工事名：主要地方道白根西川巻線中島橋(1)橋梁補修工事

No.	搬出日	重量(kg)	内容物	備考
1	令和7年1月31日	46.5'	排水管・主桁切断片	車番 51-64
2	令和7年1月31日	65.0'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
3	令和7年1月31日	84.5'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
4	令和7年1月31日	67.5'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
5	令和7年1月31日	85.0'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
6	令和7年1月31日	33.0'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
7	令和7年1月31日	50.0'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
8	令和7年1月31日	59.5'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
9	令和7年1月31日	67.0'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
10	令和7年1月31日	32.0'	塗膜片・安全衛生保護具・養生シート	車番 51-64
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
合 計		590' kg		

PCB含有量 4.3mg / k g (含有量試験)

1種ケレン 循環式ブラスト工法

様

検査結果報告書

※原位置（鯉橋から直接）採取による

2021年12月6日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	鯉橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	環境庁告示第13号（昭和48年2月） ； 溶出量試験						
採取日時	2021年12月3日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
鉛	mg/l	2.7	JIS K 0102 54.4
六価クロム	mg/l	0.05未満	JIS K 0102 65.2.1

備考 委託名：西区・南区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託

様

検査結果報告書
※原位置（鯉橋から直接）採取による

2021年12月6日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	鯉橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	下記記載						
採取日時	2021年12月3日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
総水銀 (現物値)	mg/kg	0.02	備考記載
PCB (現物値)	mg/kg	1.2	備考記載

備考 委託名：西区・南区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託
総水銀分析方法：底質調査方法 II. 5. 14. 1. 2 (還元気化原子吸光法)
PCB分析方法：「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」第2章 8. 塗膜くず(含有量試験)
PCB測定方法：「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)」2. 2. 1 溶媒希釈/GC/HRMS法
PCBはJFEテクノロジー株式会社（神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1）に委託した結果である。

参考資料-5 (鯉橋-3)

R06_西土第19号_鯉橋

低濃度PCB含有汚染物 (ドラム缶重量集計表)

No	①吊重量 (k g)	②空ドラム缶重量 (k g)	③内容物重量 ①-② (k g)	内容物内容
1	40	22	18	・塗膜片くず ・安全衛生保護具 ・養生シート
2	64	22	42	・塗膜片くず ・安全衛生保護具 ・養生シート
3	66	22	44	・塗膜片くず ・安全衛生保護具 ・養生シート
4	36	22	14	・塗膜片くず ・安全衛生保護具 ・養生シート
5	124	22	102	・塗膜片くず ・安全衛生保護具 ・養生シート
6	90	22	68	・塗膜片くず ・安全衛生保護具 ・養生シート
7	56	22	34	・塗膜片くず ・安全衛生保護具 ・養生シート
8	42	22	20	・塗膜片くず ・安全衛生保護具 ・養生シート
合計			342	

①合計 518kg (=342kg+22kg×8缶)

※ドラム缶重量は、吊り金具設置後に0セット後の値である。

よって、吊り金具の重量は入っていない。

ドラム缶空重量

No	①吊具重量 (k g)	②吊具重量+空ドラ ム缶 (k g)	③内容物重量 ②-① (k g)
1	12	34	22

第202103469-021-IBA-1号
2022年1月14日

様

検査結果報告書

※原位置（稔橋から直接）採取による

2021年12月6日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	稔橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	環境庁告示第13号（昭和48年2月） ； 溶出量試験						
採取日時	2021年12月3日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
鉛	mg/l	4.6	JIS K 0102 54.4
六価クロム	mg/l	0.05未満	JIS K 0102 65.2.1

備考 委託名：西区・南区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託

様

検査結果報告書

※原位置（稔橋から直接）採取による

2021年12月6日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	稔橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	下記記載						
採取日時	2021年12月3日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
総水銀 (現物値)	mg/kg	0.02	備考記載
PCB (現物値)	mg/kg	0.52	備考記載

備考 委託名：西区・南区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託
総水銀分析方法：底質調査方法 II. 5. 14. 1. 2 (還元気化原子吸光法)
PCB分析方法：「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」第2章 8. 塗膜くず(含有量試験)
PCB測定方法：「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)」2. 2. 1 溶媒希釈/GC/HRMS法
PCBはJFEテクノロジー株式会社（神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1）に委託した結果である。

参考資料-5 (稔橋-3)

産業廃棄物管理表

工事名：一般県道今井巻線稔橋橋梁補修工事

NO.	搬出日	重量 (k g)	内容物	備考
1	令和7年4月2日	26.0	安全衛生保護具・養生シート	車番
2	令和7年4月2日	18.0	安全衛生保護具・養生シート	
3	令和7年4月2日	15.0	安全衛生保護具・養生シート	
4	令和7年4月2日	10.0	安全衛生保護具・養生シート	
5	令和7年4月2日	9.5	安全衛生保護具・養生シート	
6	令和7年4月2日	14.5	安全衛生保護具・養生シート	
7	令和7年4月2日	53.0	塗膜片	
8	令和7年4月2日	110.0	塗膜片	
合計		256.0		

PCB含有量
1種ケレン

0.52mg/kg
循環式ブラスト工法

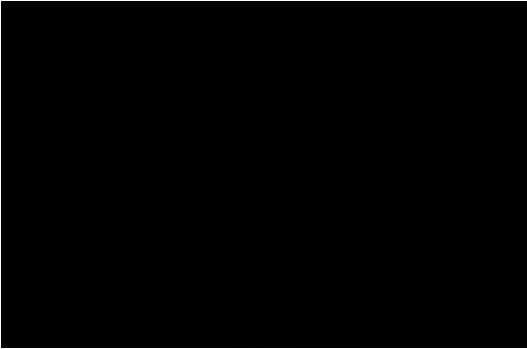
参考資料-5（高山小橋-1）
[Redacted]

様

試験成績書

※原位置（高山小橋から直接）採取による

令和4年5月31日 付ご依頼の試験結果は、
下記のとおりであったことを報告いたします。



試料名	塗膜片				
施設名	高山小橋				
採取場所	－				
採取箇所	－				
採取年月日	令和4年5月31日	当日天候	－	前日天候	－
採取者	依頼者	気温	－℃	水温	－℃
特記事項					
項目		単位	試験の結果		試験の方法
鉛又はその化合物		mg/L	200		JIS K 0102 54.3
六価クロム化合物		mg/L	0.04 未満		JIS K 0102 65.2.1
－以下余白－					
					</

※試験の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

様

試験成績書

※原位置（高山小橋から直接）採取による

令和4年5月31日 付ご依頼の試験結果は、
下記のとおりであったことを報告いたします。

試料名	塗膜片				
施設名	高山小橋				
採取場所	－				
採取箇所	－				
採取年月日	令和4年5月31日	当日天候	－	前日天候	－
採取者	依頼者	気温	－℃	水温	－℃
特記事項					
項目		単位	試験の結果		試験の方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		mg/kg	1.8		備考欄記載
鉛		%	16		JIS K 5674 附属書A準用
全クロム		%	0.04		JIS K 5674 附属書B準用
総水銀		mg/kg	0.01		酸分解(還流式)－ 還元気化原子吸光分析法
－以下余白－					
					</

PCB廢棄物 重量管理表

工事番号： 令和6年度 西土第23号

工 事 名 : 曾和インター信濃町線1号高山小橋橋梁補修工事

内 容 物 名 : 塗膜片くず

受注者：株式会社卜一ホ一

No	内 容 物 名	総 重 量	ドラム缶(空) 重 量	内 容 物 重 量	搬 入 日
1	塗膜片くず	163 kg	24 kg	139 kg	2025年1月14日
2	塗膜片くず	213 kg	24 kg	189 kg	〃
3	塗膜片くず	165 kg	24 kg	141 kg	〃
4	塗膜片くず	185 kg	24 kg	161 kg	〃
5	塗膜片くず	176 kg	24 kg	152 kg	〃
6	塗膜片くず	195 kg	24 kg	171 kg	〃
7	塗膜片くず	172 kg	24 kg	148 kg	〃
8	塗膜片くず	186 kg	24 kg	162 kg	〃
9	塗膜片くず	162 kg	24 kg	138 kg	〃
10	塗膜片くず	166 kg	24 kg	142 kg	〃
11	塗膜片くず	186 kg	24 kg	162 kg	2025年2月5日
12	塗膜片くず	154 kg	24 kg	130 kg	〃
13	塗膜片くず	154 kg	24 kg	130 kg	〃
14	塗膜片くず	166 kg	24 kg	142 kg	〃
15	塗膜片くず	158 kg	24 kg	134 kg	〃
16	塗膜片くず	153 kg	24 kg	129 kg	〃
合 計		2,754 kg	384 kg	2,370 kg	

※ 総重量は、ドラム缶と塗膜片くずを合わせた重量。

※ 内容物重量は、塗膜片くずの重量。

PCB廃棄物 重量管理表

工 事 番 号 : 令和6年度 西土第23号
工 事 名 : 曽和インター信濃町線1号高山小橋橋梁補修工事
内 容 物 名 : 保護具・養生シート等 受注者 : 株式会社 トーホー

No	内 容 物 名	総 重 量	ドラム缶(空) 重 量	内 容 物 重 量	搬 入 日
1	保護具・養生シート等	48 kg	24 kg	24 kg	2025年1月14日
2	保護具・養生シート等	39 kg	24 kg	15 kg	〃
3	保護具・養生シート等	37 kg	24 kg	13 kg	〃
4	保護具・養生シート等	28 kg	24 kg	4 kg	2025年2月5日
5	保護具・養生シート等	57 kg	24 kg	33 kg	〃
6	保護具・養生シート等	71 kg	24 kg	47 kg	〃
7	保護具・養生シート等	32 kg	24 kg	8 kg	〃
8	保護具・養生シート等	71 kg	24 kg	47 kg	〃
9	保護具・養生シート等	56 kg	24 kg	32 kg	〃
10	保護具・養生シート等	65 kg	24 kg	41 kg	〃
11	保護具・養生シート等	61 kg	24 kg	37 kg	〃
12	保護具・養生シート等	60 kg	24 kg	36 kg	〃
13	保護具・養生シート等	64 kg	24 kg	40 kg	〃
14	保護具・養生シート等	68 kg	24 kg	44 kg	〃
15	保護具・養生シート等	88 kg	24 kg	64 kg	〃
16	保護具・養生シート等	79 kg	24 kg	55 kg	〃
合 計		924 kg	384 kg	540 kg	

※ 総重量は、ドラム缶と保護具・養生シート等を合わせた重量。

※ 内容物重量は、保護具・養生シート等の重量。

様

試 験 成 績 書

※原位置（赤鋅橋から直接）採取による

令和4年5月27日 付ご依頼の試験結果は、
下記のとおりであったことを報告いたします。

試料名	塗膜片				
施設名	赤鋳橋				
採取場所	－				
採取箇所	－				
採取年月日	令和4年5月27日	当日天候	－	前日天候	－
採取者	依頼者	気温	－℃	水温	－℃
特記事項					
項目		単位	試験の結果		試験の方法
鉛又はその化合物		mg/L	28		JIS K 0102 54.3
六価クロム化合物		mg/L	0.04 未満		JIS K 0102 65.2.1
－以下余白－					

※試験の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

参考資料-5（赤鎔橋-2）

様

試験成績書

※原位置（赤鎔橋から直接）採取による

令和4年5月27日 付ご依頼の試験結果は、
下記のとおりであったことを報告いたします。

試料名	塗膜片				
施設名	赤鎔橋				
採取場所	－				
採取箇所	－				
採取年月日	令和4年5月27日	当日天候	－	前日天候	－
採取者	依頼者	気温	－℃	水温	－℃
特記事項					
項目		単位	試験の結果		試験の方法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		mg/kg	14		備考欄記載
鉛		%	6.6		JIS K 5674 附属書A準用
全クロム		%	0.06		JIS K 5674 附属書B準用
総水銀		mg/kg	0.06		酸分解(還流式)－ 還元気化原子吸光分析法
－以下余白－					

産業廃棄物管理表

工事名: 令和6年度 西土第30号 巻1-363号線赤鋸橋橋梁補修工事

No.	搬出日	重量(kg)	内容物	備考
1	令和7年4月8日	28.6	ケレンかす	車両番号 100わ41ー33
2	令和7年4月8日	31.6	ケレンかす	車両番号 100わ41ー33
3	令和7年4月8日	34.6	安全衛生保護具	車両番号 100わ41ー33
4	令和7年4月8日	42.6	養生シート	車両番号 100わ41ー33
5	令和7年4月8日	57.6	養生シート	車両番号 100わ41ー33
6	令和7年4月8日	44.6	養生シート、各資機材フィルター	車両番号 100わ41ー33
7	令和7年4月8日	49.6	養生シート、各資機材フィルター	車両番号 100わ41ー33
8	令和7年4月8日	41.6	養生シート、各資機材フィルター	車両番号 100わ41ー33
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
合計		330.8		

PCB含有量 14mg/kg
1種ケレン循環式ブラスト工法

※重量は、UNドラム缶の重量23.4kgを引いた数字です。

合計 518kg (=330.8kg+23.4kg×8缶)

様

検査結果報告書

※原位置（大平橋から直接）採取による

2022年8月2日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	大平橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	環境庁告示第13号（昭和48年2月） ； 溶出量試験						
採取日時	2022年8月2日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
鉛	mg/l	53	JIS K 0102 54.4
六価クロム	mg/l	0.05未満	JIS K 0102 65.2.1

備考 委託名：委西第56号 西区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託

様

検査結果報告書

※原位置（大平橋から直接）採取による

2022年8月2日 付けご依頼の検査結果について、以下のとおり報告致します。

試料名	大平橋 塗膜片						
試料採取者	依頼者						
検査法	下記記載						
採取日時	2022年8月2日	天候	****	気温	****℃	水温	****℃

検査項目	単位	検査結果	検査方法
総水銀 (現物値)	mg/kg	0.01未満	底質調査方法 II. 5. 14. 1. 2
PCB (現物値)	mg/kg	0.64	備考記載

備考 委託名：委西第56号 西区・西蒲区管内橋梁塗膜成分調査業務委託
総水銀分析方法：底質調査方法 II. 5. 14. 1. 2(還元気化原子吸光法)
PCB分析方法：「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」第2章 8. 塗膜くず(含有量試験)
PCB測定方法：「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)」2. 2. 1溶媒希釈/GC/HRMS法
PCBはJFEテクノリサーチ株式会社（神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1）に委託した結果である。

PCB廢棄物 重量管理表

工事番号： 令和6年度 西土第34号

工事名： 広域3号線大平橋橋梁補修工事

内 容 物 名 : 塗膜片くず・保護具・養生シート等

受注者：株式会社卜一ホ一

No	内 容 物 名	総 重 量	ドラム缶(空) 重 量	内 容 物 重 量	搬 入 日
1	塗膜片くず	235 kg	23 kg	212 kg	2025年5月21日
2	塗膜片くず	108 kg	23 kg	85 kg	2025年5月21日
3	保護具・養生シート等	56 kg	23 kg	33 kg	2025年5月21日
4	保護具・養生シート等	35 kg	23 kg	12 kg	2025年5月21日
5	保護具・養生シート等	35 kg	23 kg	12 kg	2025年5月21日
6	保護具・養生シート等	35 kg	23 kg	12 kg	2025年5月21日
7	保護具・養生シート等	45 kg	23 kg	22 kg	2025年5月21日
8	保護具・養生シート等	41 kg	23 kg	18 kg	2025年5月21日
合 計		590 kg	184 kg	406 kg	

※ 総重量は、ドラム缶と塗膜片くずを合わせた重量。

※ 内容物重量は、塗膜片くず・保護具・養生シート等の重量。

・塗膜くずは循環式プラスト工法による
・ドラム缶内のPCB汚染物はビニールに
収納されている

工 事 番 号 : 西 土 第 23 号

工 事 名 : 曽和インター信濃町線1号高山小橋橋梁補修工事



・高山小橋 PCB廃棄物
廃棄物保管状況
塗膜くず



・高山小橋 PCB廃棄物
廃棄物保管状況
廃プラスチック
保護具、養生シート等



・高山小橋 PCB廃棄物
廃棄物保管状況
廃プラスチック
既設排水管

委 託 契 約 書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託業務の名称 | 曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物
収集運搬・処分業務委託 |
| 2 委託業務の内容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 履行場所 | 別紙仕様書のとおり |
| 4 履行期間 | 契約日 から 令和 7 年 1 2 月 1 5 日 まで |
| 5 契約金額 | 金 <u> </u> 円
(うち消費税及び地方消費税の額 <u> </u> 円) |
| 6 契約保証金 | 金 <u> </u> 円 |
| 7 特約条項 | 別紙のとおり |
| 8 その他 | 特記仕様書など |

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付することを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを

履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。

3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、

違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。
- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（契約不適合責任）

- 第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。
- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
 - 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
 - 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
 - 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
 - 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（契約の変更）

- 第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

（甲の解除権）

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取

引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（解除に伴う措置）

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があつたときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

（危険負担）

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

（費用の負担）

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（反社会的勢力からの不当介入等に対する措置）

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることを用いる。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求を用いる。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（疑義の決定）

第27条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（受注者の事業範囲及び許可証の添付）

第28条 受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証又は認定証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

〔処分に関する事業範囲〕

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市： ※1	
許可の有効期限：	
事業区分：	
特別管理産業廃棄物の種類： ※2	
許可の条件：	
許可番号：	

※1 処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第15条の4の4の第1項の規定に基づく大臣認定を受けている場合は「環境大臣」と記入する。

※2 処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第15条の4の4の第1項の規定に基づく大臣認定を受けている場合は「処理を行う廃棄物の種類」と読み替える。

（個人情報の保護）

第29条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他
低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託

様 式 集

令和 7 年 6 月

新潟市土木部西部地域土木事務所

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他低濃度 PCB 廃棄物

収集運搬・処分業務委託 様式集

目 次

様式第 1－1 号	[単独企業用] 一般競争入札参加申請書
様式第 1－2 号	[共同企業体用] 一般競争入札参加申請書
様式第 2 号	共同企業体協定書 曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分 業務委託
様式第 3 号	共同企業体協定書 曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分 業務委託第 8 条に基づく協定書
様式第 4 号	[共同企業体用] 委任状
様式第 5 号	[単独・共同企業体用] 秘密保持誓約書
様式第 6 号	[単独・共同企業体用] 現地確認申込書
様式第 7 号	一般競争入札参加資格確認結果通知書
様式第 8－1 号	[単独企業用] 入札書
様式第 8－2 号	[共同企業体用] 入札書
様式第 9 号	委任状
様式第 10 号	[単独・共同企業体用] 入札辞退届
様式第 11－1 号	[単独企業用] 見積内訳書
様式第 11－2 号	[共同企業体用] 見積内訳書
様式第 12 号	産業廃棄物（PCB）収集運搬・処分業務に係る車両届出書
様式第 13 号	[単独・共同企業体用] 質疑書
様式第 14 号	西部地域土木事務所発注工事で発生する特別管理産業廃棄物（塗膜くず他）の 本契約における運搬・処分（最終処分先を含む）計画書

(様式第 1－1 号) [単独企業用]

一般競争入札参加申請書

新 潟 市 長 様

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

なお、本申請にあたっては、入札説明書 2（1）の要件を満たしていることを表明します。

記

項目	摘要
入札公告年月日	令和 7 年 6 月 13 日
公告番号	新潟市契約公告第 41 号
調達サービス名	曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託
競争入札参加資格者 名簿への登録	☐ 済 業者コード： _____ ☐ 申請中 ※
添付文書	1. 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し 2. 産業廃棄物処分業の許可証の写し 3. 産業廃棄物（PCB）収集運搬・処分業務に係る車両届出書（様式第 12 号） 4. 3に係る専用使用車両の自動車検査証の写し 5. 3に係る専用使用車両の写真（正面，側面，後面の 3 アングル ※前面，後面の写真については車両番号が確認できるもの） 6. 秘密保持誓約書（様式第 5 号）
連絡先	担 当 者 氏 名
	所 属
	電 話
	F A X
	電 子 メ ー ル

申請は、原則として本店の代表者名で行うこと。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請すること。

※「競争入札参加資格者名簿への登録」が、「申請中」の場合は、「業務委託入札参加資格審査申請書(WTO 用)受付確認票」の写しを添付すること。

(様式第 1－2 号) [共同企業体用]

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

新潟市長様

(共同企業体の名称)

(代表企業)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。
なお、本申請にあたっては、入札説明書 2 (1) 及び (2) の要件を満たしていることを表明します。

記		
項目	摘要	
入札公告年月日	令和 7 年 6 月 13 日	
公告番号	新潟市契約公告第 41 号	
調達サービス名	曾和インター信濃町線 1 号 (有明大橋) 他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託	
競争入札参加資格者 名簿への登録	☐ 済 業者コード: _____ ☐ 申請中 ※	
添付文書	1. 委任状 (様式第 4 号) 2. 曾和インター信濃町線 1 号 (有明大橋) 他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・ 処分業務委託共同企業体協定書 (様式第 2 号) 3. 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し 4. 産業廃棄物処分業の許可証の写し 5. 産業廃棄物 (PCB) 収集運搬・処分業務に係る車両届出書 (様式第 12 号) 6. 5 に係る専用使用車両の自動車検査証の写し 7. 5 に係る専用使用車両の写真 (正面, 側面, 後面の 3 アングル ※前面, 後面の写真については車両番号が確認できるもの) 8. 秘密保持誓約書 (様式第 5 号) ※収集運搬業者, 処分業者各々提出すること。	
連絡先	担当者氏名	
	所属	
	電話	
	F A X	
	電子メール	

申請は、原則として本店の代表者名で行うこと。ただし、競争入札参加資格申請時 (登録時) において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請すること。
※「競争入札参加資格者名簿への登録」が、「申請中」の場合は、「業務委託入札参加資格審査申請書(WTO 用)受付確認票」の写しを添付すること。

(様式第2号)

曾和インター信濃町線1号(有明大橋)他 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託
共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 新潟市発注に係る曾和インター信濃町線1号(有明大橋)他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託(以下、「業務」という。)の受託
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、曾和インター信濃町線1号(有明大橋)他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託共同企業体(以下、「企業体」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の完了後6か月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 企業体は、第1条に規定する業務を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称 _____

所在地

商号又は名称 _____

(代表企業の名称)

第6条 企業体は、_____を代表企業とする。

(代表企業の権限)

第7条 企業体の代表企業は、第1条に規定する業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務額)

第8条 企業体の各構成員の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

収集運搬業務 商号又は名称 _____

処分業務

商号又は名称 _____

- 2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____銀行_____店とし、代表企業の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分担を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務履行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務履行途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務履行途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外 1 社は、上記のとおり曾和インター信濃町線1号（有

明大橋) 他 P C B 運搬・処分業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1 通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

構 成 員 所 在 地
(代表企業) 商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

(様式第 3 号)

曾和インター信濃町線 1 号 (有明大橋) 他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託
共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

新潟市発注に係る下記業務については、曾和インター信濃町線 1 号 (有明大橋) 他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額 (消費税及び地方消費税分を含まないものとする。)

収集運搬業務	_____	_____ 円
処分業務	_____	_____ 円

_____ 外 1 社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1 通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

構 成 員	所 在 地	
(代表企業)	商号又は名称	
	代表者氏名	_____ 印

構 成 員	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	_____ 印

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

委 任 状

(宛先) 新潟市長

委託名	曾和インター信濃町線 1 号 (有明大橋) 他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託
-----	--

共同企業体の名称	共同企業体	
構 成 員 住 所 商号又は名称 氏 名		届出済使用印
構 成 員 住 所 商号又は名称 氏 名		届出済使用印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受 任 者 代表者及び構成員 住 所 商号又は名称 氏 名	
委任事項	1 入札・見積りに関する件 1 契約締結に関する件 1 業務委託料（前払金及び部分払金を含む）の請求・受領に関する件 1 保証金の納付・還付・請求・受領に関する件 1 復代理人選任に関する件

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、令和7年6月13日付で入札公告のありました「曾和インター信濃町線1号(有明大橋)他 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託」(以下「本件」という。)に関する業者選定の秘密保持に関し、新潟市(以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 この秘密保持誓約書(以下「本誓約」という。)は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(情報の返還)

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報(甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む)を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

(損害賠償)

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

(乙) 所 在 地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

(様式第 6 号) [単独・共同企業体用]

現地確認申込書

令和 年 月 日

新潟市長様

(申請者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

「曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託」における
入札説明書 6 に規定された、現地確認を希望します。

【連絡先】

担当者 氏名	
所属・役職	
電話・FAX	
電子メール	

【希望日】

(令和 7 年 6 月 30 日 (月) から 7 月 8 日 (火) までのうちから、第 3 希望まで記入すること)

希望順位	希 望 日 (該当に○をつけること)
第 1 希望	令和 年 月 日 () 午前 ・ 後 ・ 1 日
第 2 希望	令和 年 月 日 () 午前 ・ 後 ・ 1 日
第 3 希望	令和 年 月 日 () 午前 ・ 後 ・ 1 日

【現地確認の予定者】

企業名・役職	氏名

【結果の通知】(申込者記入不用)

指定日時	令和 年 月 日 () 時 から
------	-------------------

※ 返送された本申込書に代表者印を押印のうえ、現地確認の際に持参すること。

(様式第7号)

一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日

(申請者)

様

新潟市長 中原 八一

先に提出いただきました「曾和インター信濃町線1号(有明大橋)他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託」の一般競争入札参加申請書について、下記のとおり確認結果をお知らせいたします。

参加資格確認結果に関わらず、今回の入札への参加申請をいただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

今後とも、本市の土木事業にご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 参加資格の有無 有 ・ 無
- 2 参加資格が「無」の場合において、参加資格に適合しないと認めた項目名及び理由

※ 参加資格が有ると認められた方は、入札・開札に立ち会う際に、本書を提示していただきますので、必ず持参してください。また、入札を途中辞退する場合は、できるだけ早い段階で「入札辞退届（様式第 10 号）」を提出してください。なお、今後の日程及び手続き等につきましては、先に配布した入札説明書等を参照してください。

(問合わせ先)

新潟市土木部西部地域土木事務所

管理班

住所：〒959-0492 新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1

電話：0256-78-8570

E-mail : seibudoboku@city.niigata.lg.jp

(様式第 8－1 号) [単独企業用]

入 札 書

令和 年 月 日

新 潟 市 長 様

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

金 額	十億			百万			千				円	
履 行 場 所	新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1（新潟市 西蒲区役所 西川出張所 敷地内倉庫）											
品 名	品 質 ・ 規 格			数 量		単 価			金 額			
曾和インター信濃町線 1 号 （有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務 委託	仕様書のとおり			28,870 kg		円			円			
摘 要	契約日から令和 7 年 1 2 月 1 5 日まで											

- ※ 1 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- ※ 2 金額は一桁ずつ算用数字で記入し、金額の前の枠に¥をつけること。
- ※ 3 見積内訳書(様式第 11－1 号)又は(様式第 11－2 号)と整合をとること。
- ※ 4 委任を受けて入札する場合には、受任者名を記入し、押印してください。

(様式第 8－1 号) [単独企業用]

[記載例]

入 札 書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

新潟市長様

社判と代表者のそれぞれを押印します。
印影は新潟市競争入札参加資格登録での
届出使用印としてください。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

社判

代表
者印

委任を受けた受任者が入札する場合は、
受任者名を記入し、押印してください。

受 任 者 〇〇 〇〇

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたす。下記の「金額」と同額

金 額	十億	百万	千	円
	¥	〇 〇	〇 〇	〇 〇
履 行 場 所	新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1 (新潟市 西蒲区役所 西川出張所 敷地内倉庫)			
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額
曾和インター信濃町線 1 号 (有明大橋) 他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務 委託	仕様書のとおり	00,000 kg	0,000,000 円	00,000,000 円
1 kg 当たりの単価 (税抜) を記入して ください。				
摘 要	履行期間 契約日から令和 7 年 1 2 月 1 5 日まで			

- ※ 1 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- ※ 2 金額は一桁ずつ算用数字で記入し、金額の前の枠に¥をつけること。
- ※ 3 見積内訳書(様式第 11－1 号)又は(様式第 11－2 号)と整合をとること。
- ※ 4 委任を受けて入札する場合には、受任者名を記入し、押印してください。

(様式第 8－2 号) [共同企業体用]

入 札 書

令和 年 月 日

新 潟 市 長 様

(共同企業体の名称)

(代表企業)

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

金 額	十億			百万			千			円	
履 行 場 所	新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1（新潟市 西蒲区役所 西川出張所 敷地内倉庫）										
品 名	品 質 ・ 規 格		数 量		単 価			金 額			
曾和インター信濃町線 1 号 （有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務 委託	仕様書のとおり		28,870 kg		円			円			
摘 要	履行期間 契約日から令和 7 年 1 2 月 1 5 日まで										

- ※ 1 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- ※ 2 金額は一桁ずつ算用数字で記入し、金額の前の枠に¥をつけること。
- ※ 3 見積内訳書（様式第 11－1 号）又は（様式第 11－2 号）と整合をとること。
- ※ 4 委任を受けて入札する場合には、受任者名を記入し、押印してください。

(様式第 8－2 号) [共同企業体用]

[記載例]

入 札 書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

新 潟 市 長 様

(共同企業体の名称)

〇〇〇〇共同企業体

(代表企業)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区

〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

社判と代表者のそれぞれを押印します。
印影は新潟市競争入札参加資格登録での
届出使用印としてください。

氏 名 △△株式会社 社判
代表取締役 〇〇 〇〇

代表
者印

委任を受けた受任者が入札する場合は、
受任者名を記入し、押印してください。

受 任 者 〇〇 〇〇

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札し、下記の「金額」と同額。

金 額	十億	百万	千	円
	¥	〇	〇	〇
履 行 場 所	新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1 (新潟市 西蒲区役所 西川出張所 敷地内倉庫)			
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額
曾和インター信濃町線 1 号 (有明大橋) 他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務 委託	仕様書のとおり	00,000 kg	0,000,000 円	00,000,000 円
1 kg 当たりの単価 (税抜)を記入して ください。				
摘 要	履行期間 契約日から令和 7 年 1 2 月 1 5 日まで			

- ※ 1 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- ※ 2 金額は一桁ずつ算用数字で記入し、金額の前の枠に¥をつけること。
- ※ 3 見積内訳書(様式第 11－1 号)又は(様式第 11－2 号)と整合をとること。
- ※ 4 委任を受けて入札する場合には、受任者名を記入し、押印してください。

(様式第 9 号)

委 任 状

令和 年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名

印

受 任 者 氏 名

印

記

件 名 曽和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託

(様式第 9 号)

〔記載例〕

委 任 状

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

新潟市長様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

社判と代表者のそれぞれを押印します。
印影は新潟市競争入札参加資格登録での
届出使用印としてください。

氏名 △△△△株式会社
代表取締役 社判 〇〇

代表
者印

受任者 氏名 〇〇 〇〇

印

記

件名 曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託

(様式第 10 号) [単独・共同企業体用]

入 札 辞 退 届

新 潟 市 長 様

件 名 : 曾和インター信濃町線 1 号 (有明大橋) 他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託

辞退理由 (出来るだけ詳しく記入して下さい。)

令和 年 月 日
(共同企業体の場合は共同企業体名)

住 所

(共同企業体の場合は代表者)

商号又は名称

㊞

代表者氏名

(様式第 1 1 - 1 号) [単独企業用]

見 積 内 訳 書

令和 年 月 日

新 潟 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者所属

【単位：円】

費 目	金 額
	1 kg 当りの単価
1 収集運搬業務費 (諸経費含む)	
2 P C B 処分業務費 (有明大橋) (諸経費含む)	
3 P C B 処分業務費 ((新川橋 (1))) (諸経費含む)	
4 P C B 処分業務費 (田潟小橋) (諸経費含む)	
5 P C B 処分業務費 (金巻橋) (諸経費含む)	
6 P C B 処分業務費 ((中島橋 (1))) (諸経費含む)	
7 P C B 処分業務費 (鯉橋) (諸経費含む)	
8 P C B 処分業務費 (稔橋) (諸経費含む)	
9 P C B 処分業務費 (高山小橋) (諸経費含む)	
1 0 P C B 処分業務費 (赤鋤橋) (諸経費含む)	
1 1 P C B 処分業務費 (大平橋) (諸経費含む)	
合 計	

※ 消費税及び地方消費税を含まない額である。

(様式第 1 1 - 2 号) [共同企業体用]

見 積 内 訳 書

令和 年 月 日

新潟市長 様

(共同企業体の名称所)

(代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者所属

【単位：円】

費 目	金 額
	1 kg 当りの単価
1 収集運搬業務費 (諸経費含む)	
2 PCB処分業務費 (有明大橋) (諸経費含む)	
3 PCB処分業務費 ((新川橋 (1))) (諸経費含む)	
4 PCB処分業務費 (田潟小橋) (諸経費含む)	
5 PCB処分業務費 (金巻橋) (諸経費含む)	
6 PCB処分業務費 ((中島橋 (1))) (諸経費含む)	
7 PCB処分業務費 (鯉橋) (諸経費含む)	
8 PCB処分業務費 (稔橋) (諸経費含む)	
9 PCB処分業務費 (高山小橋) (諸経費含む)	
10 PCB処分業務費 (赤鎔橋) (諸経費含む)	
11 PCB処分業務費 (大平橋) (諸経費含む)	
合 計	

※ 消費税及び地方消費税を含まない額である。

(様式第 1 2 号)

産業廃棄物（PCB）収集運搬・処分業務に係る車両届出書

新潟市長 中原 八一 様

委託番号 委西第 55 号

調達サービス名 曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分
業務委託

申請人住所

電話番号

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（共同企業体にあつては運搬業務を担う企業の名称及び代表者の氏名）

PCB 運搬・処分業務委託に係る運搬業務について専用に使用する車両を、下記のとおり届出いたします。

記

車両の種類	自動車登録番号	最大積載量	備 考

※現時点で使用予定のすべての車両を記載してください。

※この用紙の記入欄で足りない場合は、コピーするなどして追加してください。

(様式第13号)

質 疑 書

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(担当者

(F A X

(電子メール

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公告番号 | 新潟市契約公告第 41 号 |
| 2 | 調達サービス名 | 曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分
業務委託 |

質 疑 事 項

- 注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注2 提出期限は令和7年6月30日（月）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。
- 注3 回答は、7月10日（木）までに新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

(様式第 1 4 号)

令和 年 月 日

土木部西部地域土木事務所の発注工事で発生する特別管理産業廃棄物（塗膜くず他）の本契約における運搬・処分（最終処分先を含む）計画書

新 潟 市 長 様

代表者氏名

所在地

T E L

担当者所属

担当者氏名

T E L

電子メール

(共同企業体にあつては、代表企業の代表者氏名、所在地等を記載すること)

件名：曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託

入札説明書 4 (2) ⑥に規定する, 土木部西部地域土木事務所の発注工事で発生する特別管理産業廃棄物（塗膜くず他）の本契約における運搬・処分（最終処分先を含む）計画を、次のとおりとしましたので届け出ます。

1. 収集・運搬の計画

整理 番号	収集・運搬する業者名	許可番号	① 運搬起点の地名 ② 運搬終点の地名	備考
1			① ②	
2			① ②	

2. 処分の計画

整理 番号	処分する業者名	①処分方法 ②許可番号 ③能力	処分施設の所在地	備考
1		① ② ③		

3. 最終処分の計画

整理 番号	処分する業者名	①処分方法 ②許可番号 ③能力	処分施設の所在地	備考※
1		① ② ③		

※入札公告日時点で炭化物についての処分契約がある場合は「契約有り」、過去に当該契約を締結していた実績があり且つ本委託業務開始日までに契約の締結が見込まれる場合は、「契約調整済み」の何れかを備考欄に記入してください。

また、入札公告日時点において契約を締結していること又は過去に契約を締結していた実績を証明する書類（契約書写し等）を添付してください。

※この用紙の記入欄で足りない場合は、コピーするなどして追加してください。